山梨県笛吹市芦川町上芦川
字見崎　二六番一　二七番　三四番一　四〇番六　四〇番三　四三番丙　四四番一　二九番　二四番七　二四番一　一五六五番二　一五六八番一　一五六九番一　一号及び二号　三号から五号まで　六号　十三号　十五号　十七号及び十八号　十九号　二十号　二十一号　二十二号　七号及び八号　九号　十号から十二号まで　一五八二番内三　十四号及び十六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を昭和三十七年建設省告示第二千九百九十三号で指定した竹森川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県甲州市塩山平沢
字奥平　三九番　一号、二十五号及び二十六号　十五号及び十六号　十七号　十八号及び十九号　二十号　二十一号　二十二号　二十三号及び二十四号

山梨県甲州市塩山竹森
字狐尾　五〇四六番二　五〇四六番五　五〇四六番七　十号　十一号　十二号　十三号及び十四号　五〇四六番十　五〇四六番九　五〇四七番六

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天狗沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県甲州市塩山上小田原
字小室　一〇二二番一　一号から六号まで

字元山　一一〇七番　一一〇八番　一一〇六番　一一〇四番　一一〇三番　一一〇二番　一〇九九番

字鉛沢　一一〇五番　一一〇八番　一一〇六番　一一〇四番　一一〇三番　一一〇二番

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
釜の前沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県南都留郡道志村
字大振　八八二八番　八八二三三番　八八三一番　八八一九番　八八一八番　八八二〇番　八八二九番　八八二五番　八八二七番一　一号　二号　三号　四号　五号　六号　七号　八号　九号及び十号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一石川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第九十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
山梨県南都留郡西桂町下暮地
字城屋敷　二六三五番地先道路敷　二六三一番地先道路敷　二六二五番　二五九四番　二五七四番　二五六五番　一号　二号　三号及び四号　五号及び六号　七号　十一号及び十二号　十三号　十四号　十五号　十六号　十九号及び二十号　四十号　四十一号　四七二番　二五一八番地先堤　二五二二番　二五二四番　二五二四番地先堤　二四九四番　二六三六番　二六三七番地先道路敷

字寺野　二四六六番　二四六五番　二四五六番八

字大竹　二七六一番一　二七五〇番二　二七九二番一　二七〇〇番　二八九一番六　二八七七番一　二八六七番一　二八九〇番二地先河川敷　二九〇三番　二九二三番　二九二一番一　二九二一番二　二九二一番三　二九一九番　二九三二番　三〇二一番　三〇三三番　二九三〇番　二九二八番一　二十三号から二十五号まで　二十六号　二十七号から三十八号まで　三十九号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮作沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第六百三十一号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
山梨県南都留郡西桂町下暮地
字大竹　二八六七番一地先河川敷　二八六七番一　二八九一番六　二八九〇番二地先河川敷　二九〇三番　二九二三番　二九二一番一　二九二一番二　二九二一番三　一号　二号　十六号　十七号　三号　四号　五号　六号　七号及び八号　九号　十号及び十一号　十二号　十三号　十四号　十五号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十八年建設省告示第二千二百八十九号で指定した寺川に掲げる土地の区域を除く。）
山梨県南都留郡富士河口湖町河口
字滝ノ入山　二五六八番一　二五六八番三　二五六九番一　二五七二番二

○国土交通省告示第七百三十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の名称
ジャパンホームシールド株式会社

二　住所
東京都墨田区両国二丁目十番十四号

三　代表者氏名
代表取締役　斉藤　武司

四　登録年月日
平成二十六年八月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
本社　東京都墨田区両国二丁目十番十四号

○海上保安庁告示第九十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三九度三六分三一秒東経一三九度五六分五三秒、北緯三八度四九分三〇秒東経一三九度四一分四九秒、北緯三八度五一分二三秒東経一三九度三一分四八秒、北緯三八度三六分四五秒東経一三八度一〇分五六秒、北緯三九度五二分〇八秒東経一三八度一〇分五六秒、北緯三九度五二分〇八秒東経一三九度、北緯三九度三八分二九秒東経一三九度、北緯三九度三八分二九秒東経一三九度四六分三三秒の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十六年七月十七日から平成二十六年九月二日まで